

静労発基 0515 第 3 号  
令和 8 年 5 月 15 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長

令和 8 年度全国安全週間の周知について（依頼）

平素より労働行政の運営につきまして、格別なご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界における安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、令和 8 年度全国安全週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、

**「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」**

をスローガンに、「令和 8 年度全国安全週間実施要綱」に基づき、令和 8 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までを全国安全週間、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間として実施します。

静岡県内の労働災害発生状況をみますと、令和 7 年の休業 4 日以上死傷者数は 4,499 人※であり、前年に比べ 99 人減少しています。死亡者数に関しては 17 人※であり、前年に比べ 8 人減少しています。

静岡労働局では、労働災害を防止するために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第 14 次労働災害防止計画」を、令和 5 年度を初年度とした 5 か年計画として作成し、令和 8 年度は同計画の 4 か年目として展開しています。

働く方一人ひとりがかけがえのない存在であり、事業者においては、それぞれの事業場で一人の被災者も出さないという理念の下、日々の仕事が安全で健康なものとなるよう、不断の努力が必要です。

また、労働災害の防止は事業者の責務ですが、安全活動を効果的に推進するためには労働者の理解と協力が最も重要であり、当局では、全国安全週間を契機に、事業場における安全活動の定着と労働者の安全意識の高揚を図るための取り組みを一層強化するよう呼びかけることとしています。

つきましては、貴職におかれましても、貴団体広報誌やホームページ等に令和 8 年度全国安全週間について掲載いただき、広く周知を図っていただきますようお願い申し上げます。また、全国安全週間実施要項の 9 及び 10 の各事項が実施されるよう、傘下の会員事業場及び関係事業者にご周知いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

資料につきましては、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しております。

静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス

[https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei\\_syuchi](https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi)

※ 新型コロナウイルス感染症によるものを除く。



# 労働災害発生状況（令和7年確定版）

【令和8年3月31日】  
静岡労働局

## 1. 死亡災害

### 死亡者数

令和7年 **17** 人死亡  
(令和6年に比べ8人減少)

（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	確定値
令和3年	2	6	6	7	7	10	11	13	19	21	22	23	23
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年	6	10	10	13	14	14	15	17	23	28	29	30	30
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年	1	3	4	6	11	13	18	20	20	20	22	25	25
	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
令和6年	1	3	7	8	9	9	10	12	14	16	19	25	25
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和7年	3	4	8	9	10	12	14	14	16	16	17	17	17
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

### (1) 署別死亡者数(各年確定値)

	浜松署	磐田署	島田署	静岡署	富士署	沼津署	三島署	合計
令和3年	6	1	3	2	7	1	3	23
	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年	8	2	2	9	2	4	3	30
	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年	2	5	2	3	6	5	2	25
	0	0	1	0	0	0	0	1
令和6年	6	2	5	2	2	4	4	25
	0	0	0	0	0	0	0	0
令和7年	5	1	1	2	1	3	4	17
	0	0	0	0	0	0	0	0

※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

### (2) 業種別死亡者数(各年確定値)

	製造業	建設業	運輸交通業	農林業	商業	清掃・と畜業	その他	合計
令和3年	7	10	1	1	1	0	3	23
	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年	7	12	2	0	1	1	7	30
	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年	6	12	2	2	2	0	1	25
	0	0	0	0	0	0	1	1
令和6年	10	6	1	3	0	1	4	25
	0	0	0	0	0	0	0	0
令和7年	8	6	1	1	0	1	0	17
	0	0	0	0	0	0	0	0

※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

商業：卸売業、小売業、理美容業など  
清掃・と畜業：ビルメンテナンス業、産業廃棄物処理業など

### (3) 事故の型別死亡者数(各年確定値)

	墜落、転落	飛来、落下	崩壊、倒壊	激突され	はさまれ、巻き込まれ	高温・低温の物との接触	交通事故(道路)	その他	合計
令和3年	6	0	0	0	7	1	2	7	23
								0	0
令和4年	13	1	2	3	4	0	2	5	30
								0	0
令和5年	6	1	0	2	5	1	3	7	25
								1	1
令和6年	6	2	1	3	8	0	1	4	25
								0	0
令和7年	7	1	2	0	4	2	1	0	17
								0	0

※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

## 2. 死傷災害(休業4日以上)

# 死傷者数

令和7年 **4499** 人 新型コロナウイルス感染症によるものを除く  
 (令和6年に比べ99人減少)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	確定値
令和3年	115	333	671	1054	1409	1753	2149	2488	2863	3227	3634	4008	4257	4368	4440
	0	4	8	66	71	86	109	110	124	148	154	159	173	215	259
令和4年	130	384	703	1008	1353	1775	2152	2547	2974	3359	3716	4099	4366	4518	4547
	1	4	60	119	231	332	381	434	508	971	1462	2224	2513	2695	3199
令和5年	106	390	736	1007	1356	1713	2130	2535	2913	3307	3675	4093	4360	4493	4576
	19	86	160	374	423	482	496	558	697	773	842	896	936	954	974
令和6年	132	403	759	1132	1478	1838	2219	2601	2975	3382	3828	4206	4408	4507	4598
	1	22	63	132	151	171	183	211	244	275	323	332	368	377	380
令和7年	133	393	703	1031	1354	1731	2139	2499	2863	3334	3667	4040	4298	4411	4499
	4	17	30	57	82	86	101	103	109	113	118	121	134	148	153

※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

### (1) 署別死傷者数(各年確定値)

	浜松署	磐田署	島田署	静岡署	富士署	沼津署	三島署	合計
令和3年	1019	569	706	738	530	446	432	4440
	57	10	36	61	10	42	43	259
令和4年	1045	595	682	748	523	540	414	4547
	850	327	250	622	367	419	364	3199
令和5年	1051	588	670	780	547	490	450	4576
	243	80	114	109	138	146	144	974
令和6年	1077	613	705	761	514	475	453	4598
	45	46	23	29	96	74	67	380
令和7年	1068	574	642	744	507	523	441	4499
	24	12	23	14	49	16	15	153

※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

### (2) 業種別死傷者数(各年確定値)

	製造業	建設業	運輸交通業	商業	保健衛生業	接客娯楽業	その他	合計
令和3年	1353	421	541	658	442	324	701	4440
	30	7	2	32	158	15	15	259
令和4年	1293	461	554	686	467	338	748	4547
	88	77	22	50	2823	24	115	3199
令和5年	1382	433	521	701	477	335	727	4576
	9	6	2	10	927	8	12	974
令和6年	1359	461	574	689	475	335	705	4598
	1	0	0	2	367	7	3	380
令和7年	1307	440	545	666	514	362	665	4499
	0	0	3	0	149	1	0	153

※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

商業:卸売業、小売業、理美容業など  
 保健衛生業:病院、社会福祉施設など  
 接客娯楽業:旅館業、飲食店、ゴルフ場など

### (3) 事故の型別死傷者数(各年確定値)

	墜落、転落	転倒	激突	飛来、落下	激突され	はさまれ、巻き込まれ	切れ、こすれ	交通事故(道路)	動作の反動・無理な動作	その他	合計
令和3年	714	1065	213	235	158	593	331	243	630	258	4440
										259	259
令和4年	727	1157	213	220	200	568	289	245	638	290	4547
										3199	3199
令和5年	666	1191	203	223	175	617	330	251	644	276	4576
										974	974
令和6年	742	1145	185	222	193	592	293	270	655	301	4598
										380	380
令和7年	660	1201	171	207	179	545	295	229	634	378	4499
										153	153

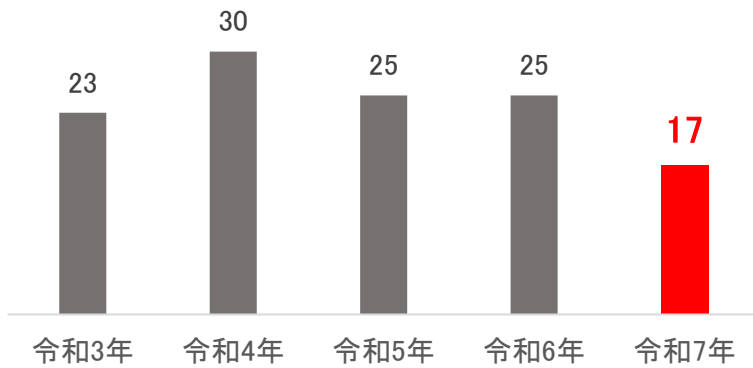
※下段の数字は外数で、新型コロナウイルス感染症によるもの

# グラフで見る労働災害発生状況（令和7年確定版）

【令和8年3月31日】

静岡労働局

## 1. 死亡災害(年間)

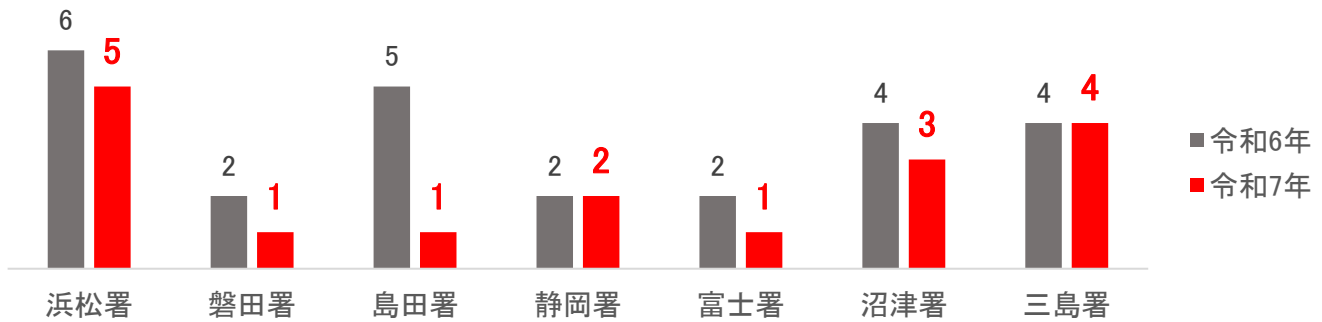


## 死亡者数

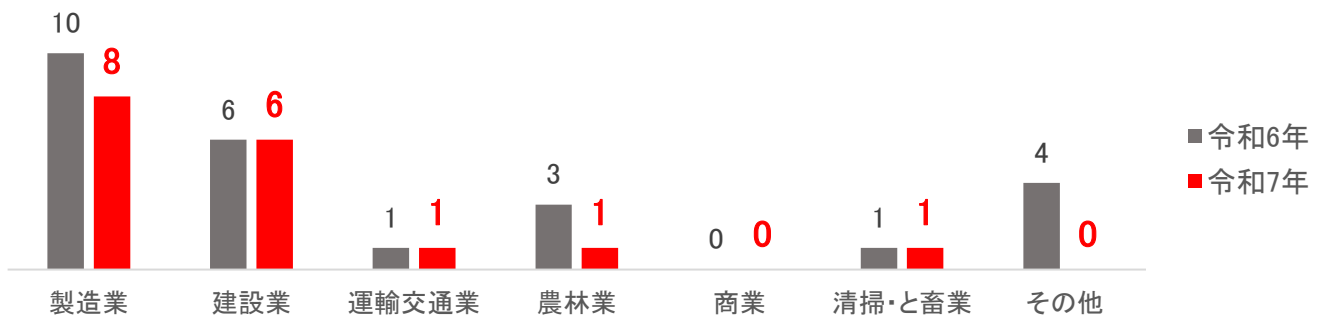
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

令和7年  
**17人 死亡**  
令和6年末に比べ  
**8人 減少**

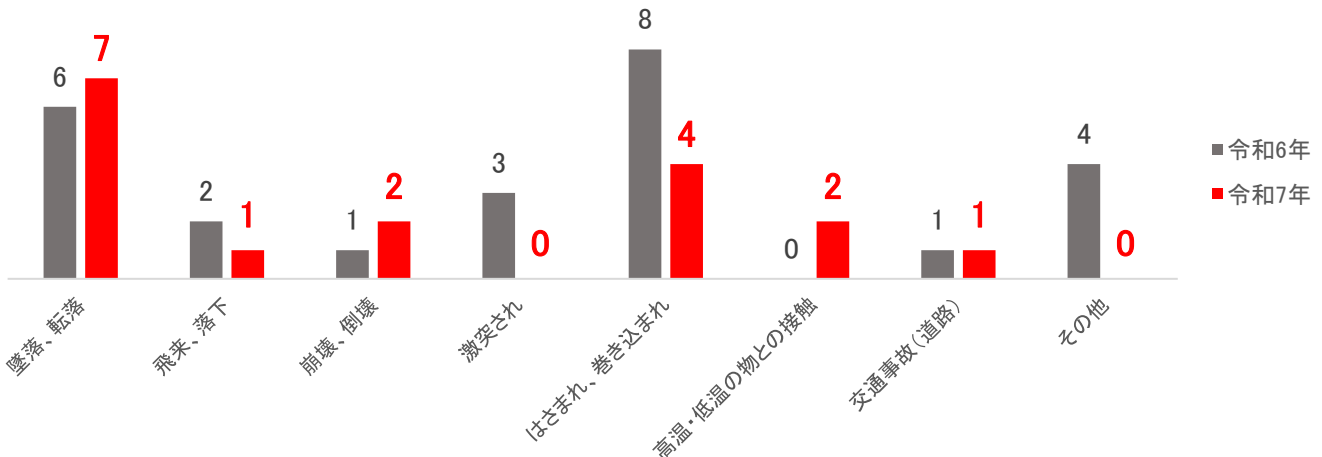
### (1) 署別死亡者数(各年確定値)



### (2) 業種別死亡者数(各年確定値)



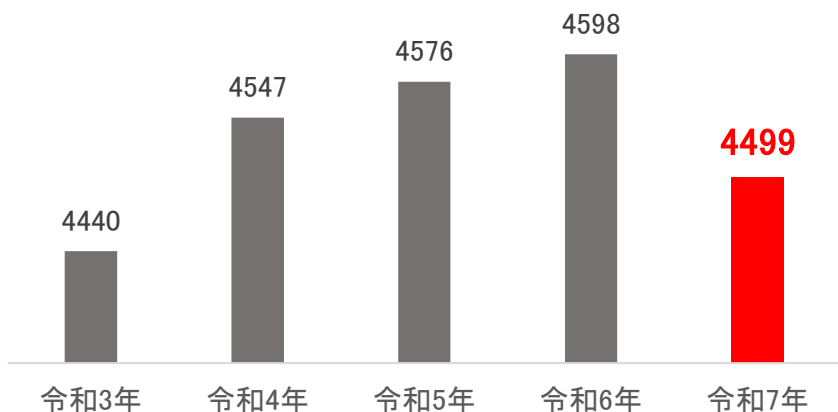
### (3) 事故の型別死亡者数(各年確定値)



## 2. 死傷災害(休業4日以上)

### 死傷者数

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



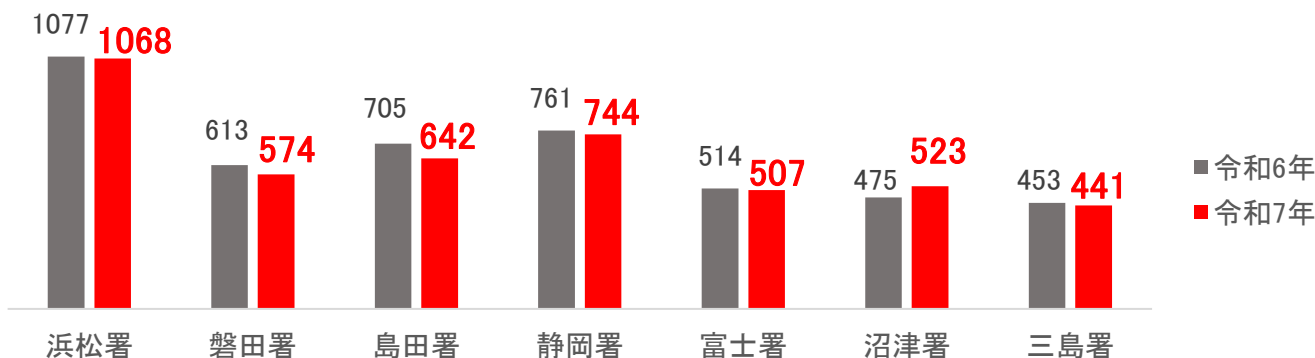
令和7年

**4499** 人

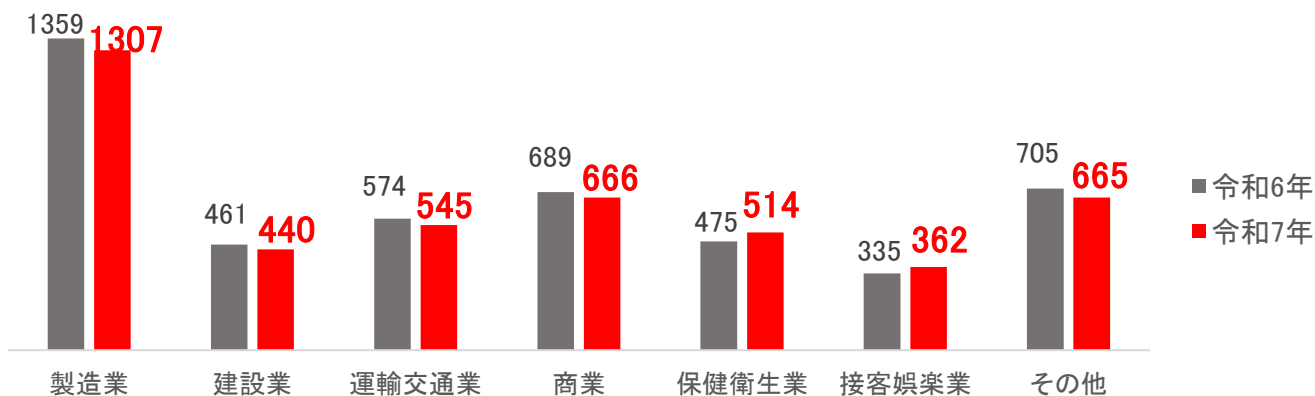
令和6年末に比べ

**99** 人 減少

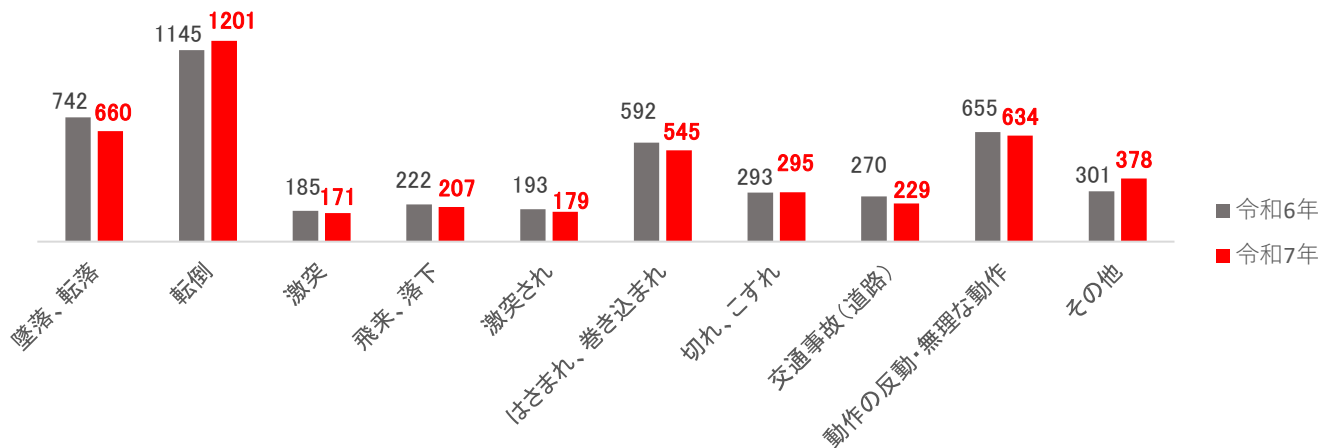
### (1) 署別死傷者数(各年確定値)



### (2) 業種別死傷者数(各年確定値)



### (3) 事故の型別死傷者数(各年確定値)



# 第14次労働災害防止計画の概要

(静岡労働局)

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことのできる職場環境の実現に向けて

近年、全国的には、労働災害による死亡者数は減少しているものの、県内の死亡者数は建設業を中心に増加しており、労働災害による休業4日以上之死傷者数についても、ここ数年増加傾向にあります。また、労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者が増加しているほか、外国人労働者の労働災害発生率も高い状況にあります。さらに、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にあります。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した活動の見直し等が必要となっています。

このような状況を踏まえ、静岡労働局では、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度とし、5年間にわたり、当局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた静岡労働局第14次労働災害防止計画を策定しました。

## 計画の期間

2023年4月1日から2028年3月31日まで

## 計画の総合的な目標

### ◆死亡災害

第13次計画期間と比較して、第14次計画期間の労働災害による死亡者数を、**5%以上**減少させる

### ◆死傷災害

2022年と比較して、2027年までに労働災害による休業4日以上之死傷者数を、**減少**させる

## 8つの重点事項

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物電送事業・建設業・製造業・林業）
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス・過重労働・産業保健活動）
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進  
(化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線)

# 第14次労働災害防止計画の最重要課題

第13次労働災害防止計画の結果を踏まえ、静岡労働局においては、2023年4月から5年間、以下の4点を最重要課題として取り組むこととする。

- 1 建設業における死亡災害の撲滅
- 2 転倒災害の増加傾向への歯止め
- 3 外国人労働者の労働災害の減少
- 4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

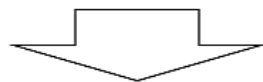
## 1 建設業における死亡災害の撲滅

### 目標

建設業の死亡者数について、第13次労働災害防止推進計画期間中の合計数と比較して第14次労働災害防止計画期間中の合計数を**30%以上減少させる（30人以下とする）**。

### 主要課題

- ・高所からの墜落・転落といった重篤な災害につながりやすい作業環境にある。また、近年、関係労働者の高齢化が進んでいる。
- ・近年、豪雨被害からの復旧工事に伴う死亡災害が目立つ。



### 目標達成に向けた取組

- ・リスクアセスメントの結果に基づく適切な墜落・転落防止措置及びエイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の定着を図る。
- ・労働災害防止団体をはじめとした関係機関とのより一層の連携を図る。
- ・豪雨等の自然災害が予想される場合には、必要な情報を収集の上、適切なタイミングで労働災害防止の要請、パトロール等を行う。
- ・これまでに発生した死亡災害の分析を行い、同種災害の再発防止対策等を分かりやすく取りまとめた資料を作成し、指導や周知等に活用する。

## 2 転倒災害の増加傾向への歯止め

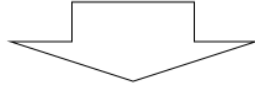
### 目標

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率※を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに男女とも**その増加に歯止めをかける**。
- ・転倒による平均休業見込日数を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

※年千人率：1年間の労働者1,000人当たりが発生した死傷者数の割合を示すもの

### 主要課題

- ・社会福祉施設及び小売業における転倒災害の増加が著しい。
- ・高齢労働者の被災割合が高い。



### 目標達成に向けた取組

- ・取組の動機付けとなるよう、行動災害による経済的損失の「見える化」を図るとともに、行動災害防止の取組が生産性の向上等経営上のメリットにも繋がることを広く周知する（社会福祉施設及び小売業の関係事業場が参画するSAFE協議会等の枠組みの活用）。
- ・「静岡労働局ぬかづけ運動」を展開し、転倒災害防止のための取組について周知啓発を図る。
- ・高齢労働者の労働災害防止のための指針に基づく取組等の周知を図る。
- ・行動災害の原因、再発防止対策について、詳細に分析、解析した結果を集約し、指導や周知等に活用する。

## 3 外国人労働者の労働災害の減少

### 目標

- ・外国人労働者の死傷年千人率を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

### 主要課題

- ・製造業に従事する外国人労働者の被災者数が多い。
- ・玉掛けやフォークリフト業務等において、必要な資格を取得せずに就業制限業務に従事する外国人労働者が散見される。



### 目標達成に向けた取組

- ・外国人労働者に分かりやすい方法による安全衛生教育や掲示等の「見える化」等の対策を講じるよう、厚生労働省ホームページや関係機関の作成する資料や視聴覚教材の活用を促す。
- ・関係機関と連携し、周知広報用資料の展開を行う。
- ・就業制限業務に従事する外国人労働者の資格取得を徹底させ無資格就労を撲滅させる。

## 4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

### 目標

- ・30人以上50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施事業場数の割合を2023年（令和5年）と比較して2027年（令和9年）までに**増加させる**。
- ・50人以上の事業場におけるストレスチェック実施事業場の割合を2027年（令和9年）までに**90%以上**とする。

### 主要課題

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場は増えているが、50人以上の事業場において、受検率の低い事業場や未実施事業場について、業種間でも差が見られる。
- ・義務付けのない50人未満の事業場の受検率、実施率は未だ低いと思われる。

### 目標達成に向けた取組

- ・ストレスチェック制度における実施事項を記した「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく取組の推進を図る。
- ・「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」等のマニュアル、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」（独立行政法人労働者健康安全機構）等の相談窓口、静岡産業保健総合支援センター等による研修、及び、「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」等のツールの活用を促す。

## 総合的な目標（再掲）

これらの最重点課題の推進を図ることなどにより、計画期間中に

- ・**死亡災害**については、第14次労働災害防止推進計画期間（2023（令和5）年～2027（令和9）年）中の合計数を、第13次労働災害防止推進計画期間（2018（平成30）年～2022（令和4）年）中の合計数と比較して**5%以上減少させる**。
- ・**死傷災害**については、増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022（令和4）年と比較して2027（令和9）年までに**減少に転じさせる**。

ことを目標とする。

※ 主要な取組については、アウトプット指標及びアウトカム指標を設定して取組を推進する。

※ 最重点課題以外にも、重篤な災害が多発している業種等の労働災害防止対策、過重労働による健康障害防止対策や化学物質による健康障害防止対策など労働者の健康確保対策を着実に推進していく。